

魚沼市建設工事入札参加資格審査規程新旧対照表

新	旧
<p>(競争入札等に参加することができる者)</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの(以下「参加資格者」という。)とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 競争入札等に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に参加資格に係る法別表第1の建設工事の種類別に法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 次条第1項に規定する税について滞納がある者</u></p> <p><u>(7) 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者(当該届出を行うことを要しない者を除く。)</u></p> <p>ア 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</p> <p>イ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</p> <p>ウ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</p> <p>2 (略)</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲げる添付書類(以下、この章において「申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 別に定める様式による前条第1項第5号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(9) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(競争入札等に参加することができる者)</p> <p>第2条 競争入札等に参加することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者で、次条以下に定める手続により資格審査を受け参加資格が認められたもの及びその者の参加資格を承継したもの(以下「参加資格者」という。)とする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(加える。)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>(加える。)</p> <p>(加える。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第1号)及び次に掲げる添付書類(以下、この章において「申請書類」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 別に定める様式による前条第1項第4号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面</p> <p>(9) (略)</p> <p>2、3 (略)</p>

(参加資格の承継)

第8条 市長は、営業譲渡、合併又は相続のあった者からの申請により、参加資格の営業の全部を継承したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業を承継する者が第2条第1項第4号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は当該営業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。

2 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 別に定める様式による第2条第1項第5号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(8) (略)

3～5 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 第2条第1項第5号アからキまでのいずれかに該当するとき。

(共同企業体の構成員)

第15条 (略)

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に記載されている者で、第2条第1項第4号又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者に該当しないもの

(2) (略)

(参加資格の承継)

第8条 市長は、営業譲渡、合併又は相続のあった者からの申請により、参加資格の営業の全部を継承したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業を承継する者が第2条第1項第3号若しくは同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者である場合又は当該営業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。

2 (略)

(1)～(6) (略)

(7) 別に定める様式による第2条第1項第4号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(8) (略)

3～5 (略)

(参加資格の取消し等)

第11条 (略)

2 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 第2条第1項第4号アからキまでのいずれかに該当するとき。

(共同企業体の構成員)

第15条 (略)

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第6条第1項又は第8条第4項の規定により入札参加資格者名簿に記載されている者で、第2条第1項第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号に規定する者に該当しないもの

(2) (略)